

佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度（素案）

1 新たな寄附制度を設ける趣旨

佐倉市では、これまでも現行の寄附制度（一般寄附・指定寄附）の中で、市民の皆様の善意による寄附を受けてまいりましたが、平成20年4月の地方税法の改正により、地方公共団体（都道府県、市区町村）に対して寄附をした場合の寄附金税制（いわゆる「ふるさと納税制度」と呼ばれるもの）が大幅に拡充され、地方公共団体に対する寄附がしやすい環境が整ったところです。

この寄付金税制の拡充は、地方税制上は、地方公共団体に対する寄附について、個人住民税の寄附金控除の措置であることから、特別に寄附金条例等の規程を設けなくても受入れは可能であります。

しかし、寄附金を通し、市政に対する関心や参加意識を高め、市民の皆様や全国各地にお住まいの方々の参加によるふるさとづくりの仕組みとして持続的に機能させるためには、寄附の使い道や、それがどのような成果につながるのかを明らかにするなど、寄附金を通したまちづくのビジョンを明確に提示する仕組みの構築が不可欠であります。

このため、佐倉市では、寄附金によるまちづくりの姿勢や、市政に対する寄附賛同者の信頼を高め、継続して持続的な寄附が募れるよう、寄附を通した新たなまちづくりの枠組みとして、佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度（素案）（以下「ふるさと寄附」という。）を策定しました。

2 施策の目的

急速に進む高齢化・少子化、人口減少社会が到来するなかで、安心できる高齢化・少子化時代の福祉の充実、暮らしやすい生活環境の整備、次世代を担う青少年の育成、あるいは産業経済の活性化などを推進し、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりを進めるとともに、恵まれた自然環境や、蘭学の中心地として栄えた文化の伝統、城下町としての歴史風土を生かし、寄附金を通した多様な人々の参加による「ふるさとづくり」を進めるため、以下のような施策目的を掲げるものとします。

佐倉をふるさととして応援しようとする個人又は団体から行われる寄附金を受入れ、これを財源として各種事業を実施することにより、当該寄附をした者の佐倉市に対する想いに応え、もって個性豊かで活力あるふるさと佐倉のまちづくりに資することを目的とする。

3 施策の管理方法

寄附金の使い道や、市長の責務を明確にし、寄附賛同者に対する信頼を高めることができるよう、寄附金受入の基本的な取扱いを条例としてまとめ、本市のふるさと寄附を通したまちづくりの姿勢を明示します。

また、寄附金の導入に伴い制定する例規の構成としては、寄附金によるまちづくりの目的等の基本事項を条例に規定し、制度運用の細目及び事務取扱の詳細について条例施行規則及び事務取扱要綱に規定するものとします。

4 寄附金の募り方

(1) 選択方式による寄附の採用

ふるさと寄附は、寄附金の使い方に関心を得ることが、ふるさとへの「想い」につながると思われることから、複数の選択メニューを同時に提示し、寄附者自らが希望するメニューを選択して寄附をすることができるよう選択方式とします。

なお、選択方式にもかかわらず事業指定のない寄附金については、用途が市長へ委任されたものとみなし、市長が活力あるまちづくりに必要と認める事業へ充当できるようにします。

選択メニュー（案）

- (1) 保健福祉の増進に関する事業
- (2) 豊かなみどりの維持保全に関する事業
- (3) 学校教育の振興に関する事業
- (4) 市民文化の振興に関する事業
- (5) 公共施設、都市基盤等の整備又は改修に関する事業
- (6) 観光の振興に関する事業
- (7) スポーツの振興に関する事業
- (8) 上記以外で、市長が活力あるまちづくりに必要と認める事業

(2) 寄附金額の設定

寄附者の意向を尊重し、寄附者の希望する額で受付けするものとします。

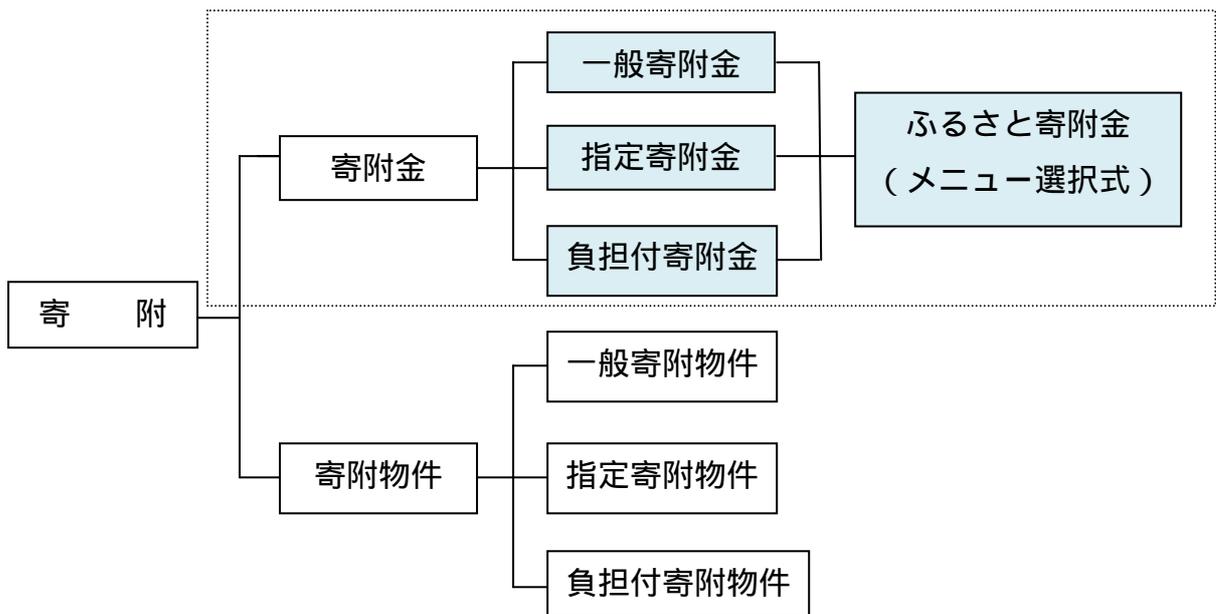
なお、あらかじめ一口の金額を設けて寄附を募る自治体の例も見受けられますが、ふるさと寄附は、寄附者の「想い」であることから、寄附金の額の設定はしないこととします。

5 寄附の対象

住所地に関係なく市内外の個人及び団体からの寄附金を受付けるものとし、土地又は物品等の物件寄附については対象にしません。（物件寄附については、現行の寄附制度の中で対応します。）

また、特定の政治活動や宗教活動又は営利を目的とした活動などを支援する目的外の寄附は受け付けません。

[寄附の体系]



6 寄附金の管理運用

(1) 寄附金の管理

原則として現行の基金に積立し、管理運用するものとします。ただし、必要と認める場合は、基金に積み立てすることなく、必要な財源に充てることができるものとします。

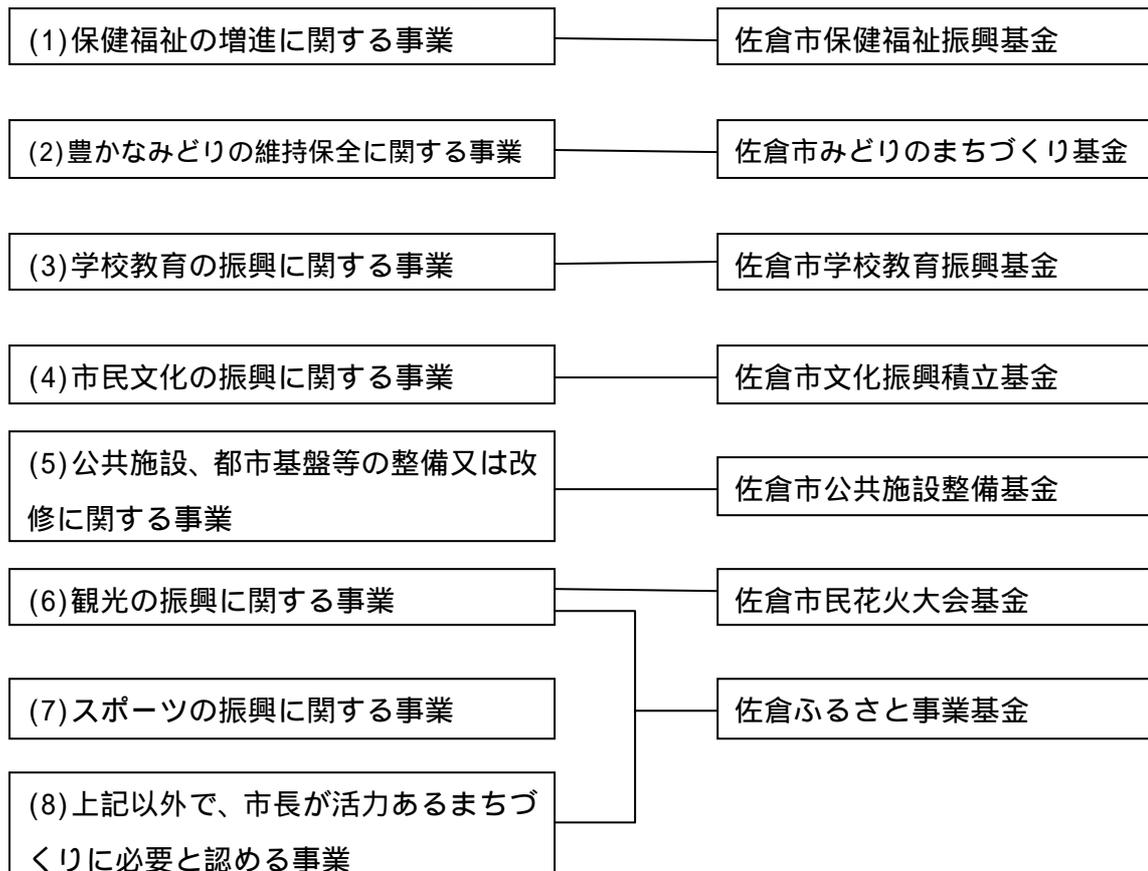
なお、新たに寄附金専用の基金を設けるという考えもありますが、既に現行の基金に、寄附金の受入れを前提とする基金があることや、新たに専用基金を設けた場合、類似目的の基金が複数できてしまうことから、専用の基金は設けないこととします。

(2) 寄附金の執行

寄附者の想いを反映するため、寄附が行われた日が属する年度から3年以内に該当事業費に充当できるよう努めるものとします。

なお、寄附金のみによる事業は設けず、目標額も設定しないこととします。

[事業メニューと積立基金の体系]



7 寄附金の受入れ方法

(1) 申込書の提出方法

寄附者の希望により、寄附申込書を郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法で市に送付若しくは送信、又は持参していただくものとします。

なお、寄附申込書は、寄附者の希望により、郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法で送付若しくは送信、又は直接手渡しするものとします。

ただし、寄附者が、直接ホームページからダウンロードできる場合は、直接ダウンロードしていただくものとします。

(2) 納入の方法

寄附金の収受は、納付書（佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号）第32条に規定する納入通知書をいう。）又は株式会社ゆうちょ銀行の払込取扱票によるものとします。ただし、寄附者が希望するときは、現金書留又は現金等でも扱うものとします。

ただし、現金書留の方法により寄附金を収受する場合においては、現金書留の郵送料は、寄附者に負担していただくものとします。

8 寄附者への配慮

(1) 礼状等の送付

寄附者に対し感謝の意を表して、次の配慮をするものとします。

- (1) 寄附者への礼状の送付
- (2) 市有施設の無料入館券の贈呈（武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館等を予定）
- (3) その他市長が必要と認める事項

その他市長が必要と認める寄附者への配慮は、次に掲げるものを適宜できるものとします。

- (1) 佐倉市を案内する冊子の贈呈
- (2) 寄附者に対して特産品等の贈呈（寄附金額が概ね1万円以上の場合に限る。）
- (3) 感謝状の贈呈（寄附金額が概ね10万円以上の場合に限る。）

9 運用状況の公表

頂いた寄附金の運用状況の公表は、寄附金の管理及び運用の状況並びに寄附者の住所、氏名及び寄附の内容について、佐倉市ホームページに随時掲載して公表します。ただし、氏名等の公表については、寄附者が希望する場合のみ公表します。

また、寄付金を充てた事業が完了したとき（継続事業等の場合は、充当年度における事業が完了したとき）は、速やかにその旨を佐倉市ホームページに掲載して公表します。